

令和7年度
第1回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和7年4月10日開会

高松市農業委員会

令和7年度第1回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和7年4月10日（木）午後2時開会

開催場所 高松市防災合同庁舎 3階 301会議室

出席委員 21人（委員総数24人 但し、議席番号8番は欠番）

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 5番 太田 政美
- 6番 白井 一美
- 7番 瀧本 繁樹
- 9番 岩部 壽夫
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸（会長職務代理者第2）
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 藤田 邦夫
- 14番 冨本 正樹（会長職務代理者第1）
- 15番 藤澤 鶴夫
- 17番 神高 賢二
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 川原 勝
- 22番 橋田 行子
- 23番 谷本 寛昇
- 24番 奈良 稔
- 25番 山田 憲一

欠席委員 3人

- 4番 佃 俊子
- 16番 河田 薫
- 18番 中田 茂富

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課 長 塚原 雅樹
- 農政課 長補佐 森 亮介
- 農地係 長 森 明雄
- 農政管理係 長 山崎 博司
- 副主 幹 稲積 直子
- 副主 幹 浮田 政宏
- 主任主 事 多田 利浩

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（一般議案）
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（特別議案）
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（一般議案）
議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について
議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第9号 非農地証明願について
議案第10号 農地改良に係る届出について
議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条1項の規定による
開発計画に対する意見について
議案第13号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(会長) ただ今から令和7年度第1回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は24人中21人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、4番 佃委員、16番 河田委員、18番 中田委員の3名です。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は14番 富本委員及び25番 山田委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2、議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ使用貸借に係る農地返還通知について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田副主幹 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。議案書1ページをお開きください。

1番は、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

2番は、農業から撤退する法人が、中間管理法による香川県農地機構との賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

3番も、2番と同じ法人が、農業から撤退するために、中間管理法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

なお、2番と3番につきましては、地元農業委員さんや農地利用最適化推進委員さんの協力により、その農地の9割以上について次の借受け人が見つかったとのこと。

4番は、耕作目的のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

5番、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

6番は、耕作目的のため、強化促進法の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

7番は、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

8番は、転用目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。5条許可申請所有権の22番に関連しています。

9番は、耕作目的のため、強化促進法の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

10番は、耕作目的のため、農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

11番と12番は、2番、3番と同じ法人が、農業から撤退するため、中間管理法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。この農地につきましても、2番3番と同様に、その大部分について次の借り手が見つかっているとのことです。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

1番は、耕作目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。3条許可申請所有権の2番に関連しています。

2番から4番は、農業経営を縮小する担い手が、中間管理法により使用貸借していた農地を返還するもので、返還条件はありません。

この2番から4番の農地についても、大部分は次の借受け人が決まっているとのことです。

5番は、転用目的のため、経営基盤強化促進法による貸借について返還するもので、返還条件はありません。

6番は、耕作目的のため、経営基盤強化促進法による貸借について返還するもので、返還条件はありません。

7番は、2番から4番と同じ担い手が、経営縮小のため中間管理法による貸借を返還するもので離作補償はありません。

8番は、18条6項通知の2番、3番と同じ法人が中間管理法による貸借を返還するものです。

9番は、耕作目的のため、農業基盤強化促進法による貸借を返還するものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について12件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について9件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について議題といたします。

多田主任主事 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案につきまして、御説明申し上げます。

議案書第2号を御覧ください。

1番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている第3種農地に区分されますが、周辺に住宅や事業所等が立ち並んでいることから駐車場の需要が見込まれ、申請者が将来の生計維持のため、安定した収入確保のため、転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成15年頃に造成済みで、追認許可を得るものです。

隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

併用公衆用道路が、82.00平方メートルあります。

2番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている第3種農地に区分されますが、姉夫妻との同居に伴い、既存居宅だけでは手狭となり、離れを建築したものです。この度、土地調査をしていると、隣接所有農地を利用していることが判明したため、是正するべく転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成17年頃に建築済みで、追認許可を得るものです。

隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、460.29平方メートルあります。

3番は、進入路・露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、孫夫婦が同居して、介護認定を受けている配偶者の送迎を補助することとなり、利用する車両の進入路、駐車場を宅地横で計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、戸建て4棟の賃貸住宅用地とするため転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、既に賃貸住宅を数件経営する申請者が、将来の生計維持のため、さらなる安定した収入を確保する必要から、転用申請したものです。

一般基準については、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用公衆用道路が、151.00平方メートルあります。

5番は、車庫拡張用地とするため転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、所有地の調査をしていたところ、申請地が、宅地横で細く農地のまま残っていることが分かったことから、改善しようとするものです。

一般基準については、平成20年頃に造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、39.50平方メートルあります。

6番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、所有農地の内、交差点に位置し、耕作不便な農地で、近隣事業所に勤務する多数の者から、現在利用している駐車場が地権者側の事情から利用できなくなり、代替の駐車場としての利用要望があり、対応するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は宅地化が著しい区域内にあり、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、非農家の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、亡くなった夫の不動産の整理をしていたところ、居宅が農地転用許可を得ていない申請地に越境していることが判明したことから、是正するべく転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成9年頃に建築済みで、追認許可を得るもので、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が、150.40平方メートルあります。

8番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、亡くなった父親が納屋を建築した際に、敷地が農地転用許可を得ていない申請地まで越境していたことが相続後分かり、是正するべく転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和63年頃に造成済みで、追認許可を得るものであり、隣接農地は、所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、447.63平方メートルあります。

9番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農作業の効率化を図るため新たな農業用倉庫が必要となり、宅地を拡張するものです。

当該地を相続し、建築計画した際に、既存の倉庫敷地について、農地転用許可を得ていないことが判明したことから、是正するとともに新たな倉庫建築のための転用申請をしたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成8年頃に既存倉庫一棟を建築済みで、追認許可を得るものであり、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が、478.18平方メートルあります。

10番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、隣接地で転用者が所有するアパートの住人から、駐車場の拡充をして欲しいとの要望があり対応したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は令和5年頃に一部造成済みで、当時、施設増設のための農地転用許可の必要性を認識しておらず、造成していたもので、この度、適切に対応しようと、追認許可を得るものであり、隣接農地所有者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が282.38平方メートルあります。

11番は、商品としての盆栽の置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農事組合法人 鬼無植木盆栽センターの組合員である転用者が、経営する既存の盆栽置場及び栽培地の隣接地を転用申請するものです。

この度、相続に伴い対象地が農地転用許可を得ずに造成されていたことが判明し、是正するべく転用申請されたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和42年頃に造成済みで、追認許可を得るものであり、隣接農地所有者

との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、643.38平方メートルあります。

12番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、相続取得後、先代が母屋を建築した際、農地転用許可を得ていない申請地まで造成していたことが判明し、是正するべく転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和61年頃に造成済みで、追認許可を得るものであり、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、524.43平方メートルあります。

13番は、車庫、倉庫を建築するため非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、資産整理をしていたところ居宅建築の際に、隣接する農地を造成していたことが分かり、適法に是正するべく転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成22年頃に造成済みで、追認許可を得るものであり、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、257.69平方メートルあります。

敷地合計面積が、非農家の自己住宅用地の上限である500平方メートルを超えますが、周辺に農地及び所有地が無く、超過する面積が200平方メートル以下の狭小残地で、事務処理上適当であると判断しております。

次のページを御覧ください。

14番は、個人で造園業を営む申請者が、露天資材置場・展示場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、造園業を営むに当たり、資材置場及び庭石、植木等の展示場が必要となり、転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、敷地の一部となっていた農道等の用途廃止の手段中に、申請地が農地転用許可を得ないまま造成していたことが判明し、是正するべく転用申請するものです。

申請地は昭和54年頃に造成済みで、追認許可を得るものであり、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用農道等が、7.97平方メートルあります。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について14件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第2号については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

稲積副主幹 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

1番は、平成19年5月25日付けで使用貸借により非農家の自己住宅用地として農地法第5条第1項の規定による転用許可を受けていましたが、転用計画の廃止により、許可の取消願があったものです。

取消後は、所有者が引き続き農地として利用します。

2番は、令和2年2月21日付けで使用貸借により営農型太陽光発電設備用地として農地法第5条第1項の規定による転用許可を受けていましたが、永久転用としての太陽光発電設備用地に変更するため、許可の取消願があったものです。

3条許可取消願1番、5条許可申請貸借権2番に関連しています。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号については受理することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

稲積副主幹 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、御説明申しあげます。

1番は、令和6年12月5日付けで、露天駐車場用地として転用許可を受けていましたが、隣接する事業所からのアクセスを考慮し、申請区域内に進入路を新設するため、許可後の事業計画変更申請をするものです。併せて、工事期間を令和7年12月10日まで延長するものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による

許可後の事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について、を議題といたします。

まず、現地調査の概要を調査委員の富本委員より報告をお願いいたします。

富本委員 現地調査委員の富本です。

今回の特別現地調査委員は、山田委員と私の2名で、先日、9日に現地調査を実施しました。

今回の特別議案は、農地法第5条第1項の規定による許可申請の所有権移転3件、賃借権1件で、合計4件です。

所有権移転2番、及び賃借権1番につきましては、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、所有権移転2番までを私が、同3番以降を山田委員から報告します。

それでは、別紙の5条特別議案書、所有権を御覧ください。

1番は、ことでん志度線六万寺駅東550メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されます。

申請地周辺は、合併前から市街化が著しく、ことでん及びJRの鉄道の駅も近く、商業施設が充実していることから、生活、市内中心部への通勤・通学に便利で、潜在的に宅地購入需要の高い地域内に在り、営業活動から得た顧客の要望に応えるため申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得、被害防除措置も適切であると考えます。

併用公衆用道路が33.24平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

2番は、高松市立前田小学校北西1.6キロメートルに在り、現在約7,000平方メートルの敷地に3,000平方メートルほどの倉庫などを建築し、精米及び穀類の卸・小売業を営んでいる転用者が、昨今の取扱業務量の増加に対応するため、穀類保管の倉庫を新たに建築するため、転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道を挟んで、転用法人の本社及び既存施設の東側に計画するもので、事業連携がし易く、不足する面積が確保できる用地で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

用途廃止する農道、水路を含め、併用宅地等が、519.93平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

私の説明はここまでとし、3番からは山田委員が説明します。

山田委員 現地調査委員の山田です。

3番は、香川県立図書館北西400メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されます。

県立図書館、サンメッセ香川の含まれる香川インテリジェントパークから高松自動車道中央インターチェンジまでの申請地の含まれる区域は、商業施設、住宅団地が数多く建築され、生活に便利な場所で、近年、住宅開発の盛んな場所となっており、営業活動から得た当該地域での購入需要に対応しようとするもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得、被害防除措置も適切であると考えます。

使用貸借に係る農地返還通知5番に関連しております。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

次は賃借権設定の案件です。

1番は、高松市立国分寺南部小学校の南750メートルに在り、令和2年2月から現在までミョウガ栽培をパネル下で行う営農型太陽光発電設備用地として一時転用許可を受けていたものですが、土壌改良が順調に進まず、また、耕作者の高齢化等により、耕作継続が困難となり、発電出力250キロワット、パネル1枚の面積1.68平方メートルを816枚、19基の既に設置されている設備を引き続き利用する、永久転用としての太陽光発電設備用地に変更するため転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、転用法人の役員が所有する農地からの選定であり、申請地における現時点までの設備設置について、周辺からの被害報告もなく、下部農地での耕作継続困難な理由から、発電事業のみの継続を見込み、「永久転用案件」とするもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、設備は既に設置済みですが、新たに、隣接農地関係者の同意も得ており、排水計画等、被害防除措置も適切であると考えます。

農地法第3条の規定による許可取消願1番、及び同法第5条の規定による許可取消願2番に関連しております

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案、所有権移転3件、賃借権1件です。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願ひします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による

許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲積副主幹 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転の案件から御説明申しあげます。

議案書16ページを御覧ください。

1番は、転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に面し、幹線道路（県道太田上志度線）にも近接し、交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地等が、100.22平方メートルあります。

2番は、現在利用している進入路の幅員が狭く、介護車両等の通行に支障をきたしているため、新たに進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅への進入路として使用するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用農道水路が、12.72平方メートルあります。

3番は、法人施設の利用者が増え、既存駐車場が不足しているため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存施設の北側に隣接し、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用境内地が、1,853.00平方メートルあります。

4番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

5番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用公衆用道路が、117.00平方メートルあります。

6番は、特別議案です。

次のページを御覧ください。

7番は、コンビニエンスストア事業を行う法人が、店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地等が、1,279.92平方メートルあります。

8番は、消防設備工事業を営む法人が、事業が順調に伸び、現在の事務所が手狭となったため、事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道塩江屋島西線や高速道路のインターチェンジに近く、交通の便が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番、10番は、特別議案です。

次のページを御覧ください。

11番は、工業用ゴム製品の販売業を営む法人が、法人の成長に伴い、既存施設の敷地が手狭となったことから、事務所・工場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号線や高速道路のインターチェンジに近く、交通の便が良く事業運営がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、81.43平方メートルあります。

12番、13番は、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は日常生活に必要な施設等が整い、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、

転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、住み慣れた現在の住居に近い場所から選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

15番、16番、17番は、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は日常生活に必要な施設等が整い、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

16番は、併用宅地が、151.09平方メートル、17番も併用宅地が、300.97平方メートルあります。

18番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に面し、周辺は閑静な住宅地で住環境が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

19番は、建設用金物の製造・販売業を営む法人が、高松営業所の駐車場が不足しているため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に面し、営業所に近接し、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

次のページを御覧ください。

20番は、建設・土木工事業を営む法人が、現在の事業所の駐車場が不足しているため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、

被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地等が、551.06平方メートルあります。

また、申請地のうち2筆の現況地目は水路となっていますが、農業用水路として利用していたもので、無断転用扱いとはしません。

21番は、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し、周辺は学校・病院・商業施設等が整っていることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

22番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存宅地と一体的に利用するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和61年4月に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、381.09平方メートルあり、18条6項通知8番に関連しています。

23番は、ゴム製品の加工及び製造販売業を営む法人が、業績が右肩上がり、受注件数に対して既存の保管施設が手狭となったため、倉庫・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存事務所の北側に隣接し、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、661.16平方メートルあります。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申し上げます。

1番は、不動産業を営む法人が、申請地周辺の介護需要に対応するため、老人福祉施設を建築し、介護福祉業を営む法人へ貸し付けるため、貸老人福祉施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、特別議案です。

続きまして、使用貸借権による転用申請を御説明申し上げます。

1番、現在、借家住まいで、子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家からも近く、相互扶助を見込めることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5条許可申請使用貸借2番に関連しています。

2番の転用者は、1番と同じですが、敷地の一部を親族ではない方から借り受けて、1番の申請地と併せて、1戸の住宅用地として転用申請するものです。

立地基準、一般基準については、1番と同じです。

5条許可申請使用貸借1番に関連しています。

3番は、祖父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、電気工事業を営む個人が、倉庫・露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が県道高松坂出線に接し、資材の運搬に便利が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成7年7月頃に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、45.01平方メートルあります。

5番は、分家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、物置を建築した際、隣接農地に越境していたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和54年頃に建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が491.21平方メートルあり、合計敷地面積が分家住宅の制限面積500平方メートルを超えますが、周辺に農地はなく、超過面積が審査基準で定める200平方メートル未満の狭小残地となることから、適当であると考えます。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権20件、賃借権1件、使用貸借5件、計26件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による

許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田副主幹 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

本件は、令和2年2月21日付けで、農地法第3条第1項の規定により、営農型太陽光発電設備下部の地上利用として、使用貸借権設定の許可を受けていましたが、この度、改めて本農地を、営農型太陽光発電設備から一般型太陽光発電設備への変更を目的とし、5条転用許可申請をするため、3条許可の取消願があったものです。

変更内容の詳細につきましては、先ほど、5条許可の取消の2番と、特別議案5条許可貸借権の2番の説明のとおりです。

以上、議案第7号農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願については受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願については受理することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田副主幹 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請、所有権移転について御説明申しあげます。

1番は、農業を廃止する所有者から、新規営農を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後はバラを栽培するものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件は全て満たしています。

2番以下の案件につきましては、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、新規営農を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後はブドウを栽培するものです。

3番も、新規営農を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後はトマトやブドウを栽培するものです。

4番は、高齢化により経営規模を縮小する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、所得後は野菜（ホウレンソウ）を栽培するものです。

5番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は野菜を栽培するものです。

6番は、新規営農を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は野菜を栽培するものです。
7番は、新規営農を希望する譲受人が、その兄から農地を譲り受けるもので、取得後は水稻を栽培するものです。

8番は、残存小作地を小作人が譲り受けるもので、取得後は水稻を栽培するものです。

9番は、農業を廃止する所有者から、規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は果樹（ブルーベリー）を栽培するものです。

10番、11番は経営規模の拡大を希望する農地所有適格法人が農地を取得するもので、取得後は麦を栽培するものです。

12番は、高齢化により経営規模を縮小する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後はミカンを栽培するものです。

13番は、高齢化により管理が難しくなった農地の、共有持ち分を姪に贈与し、姪の単独名義にするものです。移転後は水稻や麦を栽培するものです。

14番は、親から子へ生前贈与するもので、移転後は水稻を作付するものです。

15番、16番は、新規営農を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後、15番は水稻と野菜を、16番は野菜を栽培するものです。

17番は、農業を廃止する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

18番は、新規営農を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後はブロッコリーやカキを栽培するものです。

続きまして、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、賃借権の移転について御説明いたします。

1番は、経営移譲年金を受給するため、残存小作地の小作権を、父親から後継者である子へ移転するもので、移転後は野菜を栽培するものです。なお、小作権の移転にあたっては、農地所有者の同意書を得ております。

つづきまして、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借権の設定について御説明いたします。

1番は、先ほどと同じ申請者で、経営移譲年金を受給するため、父親が所有している農地を、後継者である子へ使用貸借するもので、貸借後は野菜を栽培するものです。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請、所有権移転18件、賃借権の移転1件、使用貸借1件について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 非農地証明願について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田主任主事 議案第9号 非農地証明願について御説明申し上げます。

1番及び、次ページの4番は、それぞれ平成10年、平成15年頃から、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

次に、2番及び3番は、それぞれ昭和55年、平成11年頃より隣接農地の通作、取・排水の利便性向上のため、同要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設である農道、水路等の用に供する場合」に該当するものです。

最後に、5番は、同要領で規定する「耕作の事業を行うものが、その農地を、自らの耕作、養畜のため2アール未満の畜舎、納屋等の農業用施設の用に供するもの」に該当するものです。

以上、議案第9号 非農地証明願について5件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 農地改良に係る届出について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田主任主事 議案第10号 農地改良に係る届出について御説明申し上げます。

議案書 第10号を御覧ください。

「農地改良」は、事務処理要領上、農地における耕作の利便性を向上させる等の目的により、審査基準に基づき工事施行期間は最長でも6か月を超えずに切土、盛土による土地の造成又は区画整理などを行う、いわゆる「形質変更」の行為であり、あらかじめ農業委員会への届出が必要となっております。

1番は、申請者が所有している南側隣接地で大規模な宅地分譲用地が計画され、農地転用許可申請が同時に提出されておりますが、現在、転用計画地及び申請地はともに傾斜地にあり、下側に位置する転用計画地が、開発許可基準が求める構造物の安定計算上から切り下げを必要とすることから、申請地との高低差が現状以上の危険な高さになり、安全な耕作継続のため、申請地を最大で2メートル程切り下げるため、農地改良届を提出するものです。

改良後は従来通り、ピーマン、キュウリ等、野菜を栽培する予定です。

以上、議案第10号 農地改良に係る届出について、御審議いただきますよう、よろしく願い

いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないよう
でありますので、議案第10号 農地改良に係る届出については、受理することに御異議ありま
せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議がないようでありますので、議案第10号 農地改良に係る届出については、受理する
ことに決定いたしました。

次に、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田副主幹 議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげ
ます。

1番、2番ともに、現地調査した結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しま
した。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願2件について、御審議いただきま
すよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないよう
でありますので、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について承認するこ
とに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者
証明願については承認することに決定いたしました。

次に、議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による
開発計画に対する意見について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田副主幹 議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定に
よる開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

資料1の1ページを御覧ください。令和7年3月6日付けで高松市長から開発計画に対する意
見照会がありました。

これは、2ページのとおり、令和7年2月27日付けで開発事業者から香川県知事宛に土地開発
行為変更協議書が提出されたことによるもので、土地開発行為の目的は、(発電出力1,995Kw
の)太陽光発電施設の用地造成工事を行うものです。開発行為を行う場所は高松市庵治町字ケ
坂2545番地2外3筆で、面積は0.9869ヘクタールでございます。

この度の変更協議は、実施予定期間の延長及び施工業者を変更するものです。

開発計画の内容は、当初計画と変更がなく、切土・盛土の施工及び防災施設として、水路、沈
砂池、のり面緑化の施工を計画しているものです。

3ページに位置図を付しています。

4 ページ以降には、土地利用計画図、縦横断面図を付しています。

本案件は、当初申請（令和5年4月20日付け）及び、変更申請（令和6年8月20日付け）において現地調査を実施しており、現況は変わらないことから現地調査は実施せず聞き取り調査を行い、地区部会で協議した結果、「開発に当たっては、工事期間の遵守及び開発区域の下流域に存在する農地、農業施設及び農作物に支障を及ぼすことのないよう万全の措置を講じること。」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第12号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見については原案のとおり意見決定し、回答することに決定いたしました。

次に、議案第13号 農用地利用集積等促進計画（案）について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山崎管理係長 議案第13号、農用地利用集積等促進計画（案）について御説明申しあげます。

資料2を御覧ください。

本件は、既に香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付けを行っていた農地について、貸付先の変更を行うもので、令和7年3月19日付けで公益社団法人香川県農地機構理事長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、意見を求められているものです。なお、香川県の公告予定日は1枚めくっていただき、1ページ右上のとおり令和7年5月30日となっています。

次に、2ページの農用地利用集積等促進計画案を御覧ください。

表の左半分が農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借り上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸付けを行う変更後の耕作者と設定する権利の内容となっています。貸付期間は、従前の権利設定期間の残り期間となっており、貸付条件も従前のものをそのまま継承するものです。

以上、議案第13号 農用地利用集積等促進計画（案）について御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御意見はありませんか。———御発言が無いようでありますので、議案第13号については、原案のとおり異議のない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第13号 農用地利用集積等促進計画（案）

については、原案のとおり意見決定し、回答することに決定いたしました。

続きまして、報告案件に移ります。

農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告を求めます。

森農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。

期間としましては、令和7年3月4日から令和7年4月3日分までであります。

まず、許可件数ですが、2月以前の議決分といたしまして4条が1件、5条が11件、3月議決分といたしまして4条が16件、5条が40件、合計で4条が17件、5条が51件です。

許可保留件数につきましては、2月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が7件、3月議決分といたしまして4条が0件、5条が7件、合計で4条が0件、5条が14件です。

取下げにつきましてはありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

まず、4条関係は、許可保留はありませんでした。

次に5条関係で、令和6年8月議決分の所有権11番、26番が表の右端欄のとおり、それぞれ開発許可、道路工事承認未了、法定外占用により、許可保留となっております。

次に、令和6年11月議決分の所有権、6番、13番、16番が、表の右端欄のとおり、道路工事承認未了、法定外公共物占用、用途廃止未了により許可保留となっております。

令和7年1月議決分の、所有権9番が、表の右端欄のとおり、開発許可、道路工事承認未了、法定外占用により許可保留となっております。

次に、令7年2月議決分の所有権6番が、表右端欄のとおり造成未了により許可保留となっております。

令和7年3月議決分の所有権2番、3番、10番、13番、14番が表の右端欄のとおり、それぞれ開発許可、道路工事承認未了、法定外占用、用途廃止により許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

同じく、3月議決分の所有権20番、27番が表の右端欄のとおり、それぞれ開発許可、法定外占用、道路工事承認未了により許可保留となっております。

今回の許可状況の報告は以上です。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。———御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和7年度第1回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時40分 閉会